二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年二月二十日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十六年九月八日農林水産省告示第千三百五十七号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年二月二十日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十六年八月二十五日農林水産省告示第千二百八十一号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年二月二十日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十六年十月六日農林水産省告示第千四百五十号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年二月二十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月二十日
国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　常磐自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南相馬市鹿島区浮田字椴木沢二二七番五	前	最大 二四三 最小 二一八	二九
	後	最大 二四五 最小 二一八	

○国土交通省告示第二百四十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年二月二十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月二十日
国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	南相馬市鹿島区小山田字菜畑一七一番二から同市鹿島区浮田字鶴位三番一まで	平成二十七年二月二十一日十五時

○防衛省告示第三十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十七年二月二十日
防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四四分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十七年二月二十日
防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度一九分四六秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(エ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(カ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十七年二月二十日
防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間